意見及び考え方・対応

通し 番号	意見	考え方・対応(案)	同意 見数	提出者 番号			
1.全般							
1		今後も国際的な動向等を勘案しつつ、必要に応じ適時適切に 検討していきたいと考えます。	1	1			
	「指定化学物質への該当性の判定等に係る試験法および判定基準」を改訂し、今回追加となった試験法の判定基準について明確にして頂くことを要望する。また、法31条の2第1項について	ほ乳類を用いる90日間の反復投与毒性試験とマウスリンフォーマTK試験の判定基準の公表については、今後審議会での審議状況等を踏まえ、検討していきたいと考えます。有害性情報の報告基準については、「有害性情報の報告に関する運用について」(平成16年3月25日薬食発0325002号、平成16・03・19製局第5号、環保企発第040325003)にてお示ししたとおりです。	1	1			
	必要と考える。出来る限り早期に手引き書を公開して頂きたい。	ほ乳類を用いる90日間の反復投与毒性試験とマウスリンフォーマTK試験の試験法については、別途通知を発出し、周知をはかるかかることとしております。	1	1			
2.ほ乳類を用いる90日間の反復投与毒性試験ついて							
	今回の改正により、90日試験の結果によっても、化審法申請が可能になりましたのは、効率的な 毒性評価の面、動物愛護の面から、非常に意義のあることと考えます。	-	1	2			
5	「指定化学物質への該当性の判定等に係る試験方法及び判定基準」が平成15年4月18日に公示されましたが、指定化学物質の判定には、無影響量、毒性の質、回復性が基準とされるとなっております。90日試験を実施した際にも、ほぼ同様の基準が適応されると理解してよいか確認したい。		1	2			
6	90日の反復投与試験は原則としてOECDテストガイドライン408で定められた方法に準じて実施するとなっているが、OECD408準拠の試験でないと受け入れられないのか確認したい。また、90日試験のガイドラインには、必ずしも回復性の検討が求められていなものも存在するが、回復性の検討を実施していない試験でも、今回定められた28日の代替として認められると考えてよいか確認したい。	じて実施することが求められます。また、OECDテストガイドライン408では回復性の検討を求めており、これに準じて回復性の	1	2			

7	OECDテストガイドライン408に準じて実施したほ乳類を用いる90日間の反復投与毒性試験に加え、投与期間に関しこれらの試験よりも長い試験の試験成績であれば、ほ乳類を用いる28日間の反復投与毒性試験の試験が考えられますが、これらは、 間の反復投与毒性試験の試験成績と同等以上のものとして認められるか確認したい。 続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるうかを判定するための試験の1つとして扱われます。	継		2				
3.変異原性試験について								
8	告示案での変異原性試験の組み合わせに加えて、平成13年11月21日の連名通知一部改正(医薬発第1271号、平成13・11・01製局第1号、環保企第946号)での内容を反映し、Amesi試験とは び染色体異常試験の両者いずれかで陽性の結果が得られ	た t人		3				
9	細菌による復帰突然変異試験としてumuテストを加えるべきでは。 umuテストはamesテストを改良した試験法でAmes試験で用いているalmonellatyphimurium TA1535株に遺伝子組換え技術でpSK1002とpNM12のベクターの組み合わせによって作製された遺伝子組換え技術でpSK1002とpNM12のベクターの組み合わせによって作製された遺伝子組換え菌株を用いた96well ブレートで行う迅速で簡便な方法です。 この試験は医薬品、食品添加物及び化成品等の変異原性試験に広く使用されています。 従って、今回の化審法の改正にあたり、umuテストを「細菌による復帰突然変異試験」の1つとして加えてほしいと思います。	置付 勘		4				